

財務省告示第三百二十六号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第七條第三項の規定に基づき、平
 成十六年六月二十一日に発行した利付国債の発行
 条件等を次のとおり告示する。
 平成十六年七月九日
 財務大臣 谷垣 禎一

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二								
名称及び記	発行の根拠	法律及びそ	の条項及びそ	振替法の適	用等	発行方法	発行金額	払込金額	最低額面金額	振替単位	発行行	発行行							
利付国庫債券（十年）（第二百六十回）	国債整理基金特別会計法（明治三十九年法律第六号）第五條第一項	社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下	「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替	機関は日本銀行とする。	財政融資資金による利付国庫債	券（十年）の借換えのため	受付け	額面金額で二千五百億円	二千万五百十九億円	五万円	振替法の規定による振替口座簿	の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとす。	平成十六年六月二十一日	額面金額百円につき百円七十六	銭	年一・六パーセント	財務大臣は、払込金額に	次算式により算出した金額を	第十八号に規定する期日に払い

込むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times \frac{1.6}{100} \times \frac{1}{365}}$$

十三 初期利子

平成十六年十二月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十五号において規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times \frac{1.6}{100} \times \frac{1}{2}}$$

十四 第二期以後の利子

毎年六月二十日及び十二月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。

十五 償還期限

平成二十六年六月二十日額面金額百円につき百円

十六 元利支

日本銀行

十七 払込期日

平成十六年六月二十一日

十八